

# 暑中お見舞い



弁護士  
鎌田正紹

猛暑の中、参院選が激しく闘われている。4年前、母といっしょに投票に行った時のことを思い出す。「誰、書くんや。」と言いながら、隣のボックスをのぞき込み、私の投票用紙を見てなぞって書いた。まだ書く力が残っていた。今は認知症が進み老人施設にいる。

認知症は本人の自覚なしに症状が進み、そのうち本人では適切な対処ができなくなる。症状も進み方も人によって違うが、母の時は初めてのことで、知識も十分になく後手後手になってしまい、今から思うと反省することが多い。

将来のことを考えると、認知症のことが頭をよぎる。母はいろいろなことを身を持って教えてくれたような気がする。



弁護士  
黒岩哲彦

9条の会事務局長の小森陽一先生の「夏目漱石論」を学んだことをきっかけにして、夏目漱石の小説を読み進めています。東京芸術大学大学美術館での「夏目漱石の美術世界展」が開催されています。漱石の小説には、日本美術や西洋美術がたくさん出てきます。例えば、『坊っちゃん』には「ターナーの絵」、『三四郎』には「グルースの画」「マーメイドの図」などが出てきます。これらの美術作品を実際にみて、漱石がもっていた具体的なイメージを知ることができました。



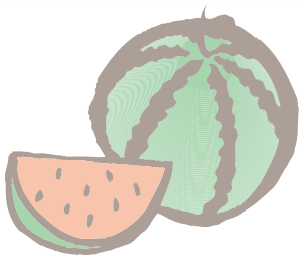
弁護士  
小寺貴夫

最近、桂文治の教えて「守破離」という言葉を知った。落語の世界のことだが、師匠を真似ることで型を身につけ、その後、別の師匠などの型を学ぶなどして既存の型を破っていったん自由になり、最終的にはそれらの型を離れて自分独自の境地を確立する、というような趣旨だった。

なるほどと思ったところ、ネットで見ると、落語だけではなく、能、歌舞伎、狂言といった日本の伝統芸能、剣道、空手など武道の世界でも「守破離」が説かれている。むしろ、日本の師弟関係のあり方の1つだと書かれている。

これは弁護士の世界でも同じだと思う。最初は型や考え方を覚え、それができるようになってから、自分で考えて自分で納得できるかどうか大きな判断基準の1つとなっていく。無手勝流と居直ってみることもあるが、多分、歳を経るとともに人間の見方が多様になって、いろんな人とのように接したり距離を取ったりしたら良いのかが分かって来ると、自分なりの事件の解決の仕方や道筋に自信が出てくるということなのだろう。

自分なりのものができるまでに、「守破離」という経過をたどることは、どの世界でも共通する様に思う。



## 事務局長 坂崎恵美子

「〇〇当選」とか、「ご注文の品について」等の文言で、うっかり引っかけりそうなメール。「不用な洋服等引取りますよ」等と突然訪問し、目当ての貴金属等を押買いする等々、詐欺的なトラブルが身近に増えてます。特に高齢者の方々が狙われていますので、気を付けてくださいね。

## 事務局 本木進

今年5月4日春日部大風マラソン5キロに初挑戦して、33分31秒で完走した。10月には、足立の国際大会タートルマラソン10キロに応募している。これからは、フルマラソンも挑戦したいと思っている。

## 事務局 蔵明子

“ムトゥ踊るマハラジャ”でインド映画(娯楽)にハマって約20年。今年は、キネカ大森の“OM SHANTI OM”でマサラシステム上映にもデビューし、春からCD、YOUTUBEで挿入歌を聞きまくりです。この夏は、カレーとこれで体調不良に打ち勝ちたいと考えています。

# 申し上げます



本年6月から7月にかけて、私が弁護団に参加している、都立学校「日の丸・君が代」強制・第二次再雇用拒否撤回訴訟の証人及び本人尋問が行われました。

同事件は、都立学校の教師の方々が、卒・入学式において、君が代斉唱の際、消極的・不作為的に「起立しなかった」というだけで、定年退職後の「再雇用職員」の採用を拒否されたというものです。関連事件では、昨年1月に、最高裁が、減給以上の懲戒処分を、「重すぎる処分」と評価し、原則違法であるとし、同処分を取り消した判決を出しました。

本事件でも、教師の方々の、定年退職後の生活基盤、生き甲斐を奪ってしまう「再雇用拒否」の違憲性・違法性を勝ち取っていかうと思います。

## 事務局 秦野信代

宮城県石巻市の離島「田代島」をご存知ですか。島民の数より猫の数がはるかに多い島で有名です。2年前の震災では津波の被害も受けましたが、当時島に住んでいた猫のほとんどが、高い場所へ自ら避難し、無事だったそうです。猫神社もあり、猫好きにはたまらない一度は行ってみたい島です。



8年前、子どもが通う市立保育園で、民間委託が決定され、大騒ぎになりました。民間委託は決行されましたが、その時、父母で結成した対策委員会の頑張りで、父母の要求がほとんど取り入れられ、市民参画の貴重な経験を得ました。

先日、当時の市長さん(後の消費者庁長官の福嶋浩彦氏)から、あの時の体験を、自治体職員の若手を対象とした講演会で語って欲しいという依頼がありました。行政は役人ではなく、市民の手で創り上げるものだということ、伝えてほしいという趣旨でした。再び当時の対策委員メンバーで集まり、あの頃の事を思い出し、子育てに主体的に関わっていかうと変わっていった自分たちのことや、その後、父母間の関わりや地域との関わりがずいぶん深く充実したものになっていったことを、改めて実感しました。こういった、繋がりは本当に素敵だなと感じます。

もうすぐ第二子を出産します。今度はどんな子育て体験が待っているのか、とても楽しみです。

## 事務局 景山紫穂

夏休みに帰省する予定ですが、わたしの地元・出雲市の観光客が今、急増しています。目的は、縁結びの神様 出雲大社。東京の婚活女性の団体ツアーまであります。しかも今年は60年ぶりの「平成の大遷宮」の年なので、さらにうじゃうじゃ集まるはず。と言いつつ、わたしも独身だけ。



蒸し暑い日が続きますね。皆さんは、気分転換に何をされてますか？

私は、ジムへ行って体を動かしたり、本を読んだりしてリラックスしています。最近読んだ本で面白かったのは、伊坂幸太郎の『ガソリン生活』です。車が語り手という世界初の!?小説ですが、とてもチャーミングな家族の物語です。また、最近はお蕎麦にはまっています。食欲のないとき(はあまりないのですが)でも食べられますし、夏バテ防止におススメです。

## 事務局 持田理恵

北千住法律セミナーを担当しています。参加者の方々が飽きずに、わかりやすく、ちょっぴり笑いもあり、といった内容や演出を目指しています。今後も身近な問題をテーマにお役立つ情報を発信していきます!

# 東京大空襲訴訟の引き続きのご支援を!

## ～最高裁判所不当決定と今後の取り組み～

### 1 最高裁が不当決定

弁護士 黒岩哲彦 (東京大空襲訴訟 原告弁護団事務局長)

最高裁判所第一小法廷は、東京大空襲訴訟の被害者77人が上告・上告受理申立をしていた東京大空襲訴訟について、2013年5月8日付で、裁判官一致の意見として、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」との決定を出しました。本件決定理由は、「民事訴訟法の上告と上告受理の条項に当たらない」というだけであり、実質的な内容は全くありません。

この決定は、原告らが裁判所に強く求めた、被害者の被害と権利侵害に向き合い、人権侵害と被害回復を判断する、という司法の本来の任務を放棄したものであり、基本的人権と平和主義を基調する憲法に反する不当決定であり、到底受け入れることはできません。



### 2 地裁・高裁の裁判闘争の成果

被告・国は、一貫して「戦争被害ないし戦争損害は、国民はひとしく受忍をしなければならない」として、原告らの主張についての認否を行わず、事実関係に関する証拠調べも一切不要である、と主張していました。この国の訴訟態度は、誠実さにかけるものと言わざるを得ません。

しかし、私たちは、国の妨害をはねのけて、証人と原告に証拠調べを実現し、多数の専門家の意見書を提出しました。東京地裁では、池谷好治氏(日本アジア関係史/戦後補償)、内藤光博氏(専修大学・憲法学)、野田正彰氏(関西学院大学・精神医学・災害救援学)、早乙女勝元氏(作家)の証人尋問を実現しました。

とりわけ、早乙女証人については、被告国は「有害」だとしたことを多くの市民の方が抗議し、被告国が「表現に誤解を生ずるおそれがある」として「有害」論を削除するという成果を得ました。

原告10人の尋問も実現しました。また、東京高裁では原告本人4人の尋問を実現しました。

東京高等裁判所判決(2012年4月25日)は、①地

裁判決より詳細な被害事実の認定と「被害者の心情を理解」として、「原告本人尋問(原審・当審)における供述並びに原告らの陳述書によれば、空襲及びそれに伴う熱風烈火の中を必死に逃げまどい、自ら傷付き、あるいは親、兄弟等の近親者を失った者、疎開や出征のため自ら空襲に遭うことはなかったが、親兄弟等を失い、孤児等として苦勞を重ねた者、その後も後遺障害や自分が生き残ったことについて自責感に悩んでいる者など、その様子は様々であるが、原告らが東京大空襲によってそれぞれ多大の苦痛を受けたことが認められる。したがって、原告らが、戦後の立法により各種の援護措置を受けている旧軍人軍属等との不公平感を感じ、原告らのような一般戦争被害者に対しても、救済や援護を与えるのが国を責務であるとする原告の主張には、心情的には理解できるものがある。」としました。②国会が解決すべき問題として「国民自身が、自らの意思に基づいて結論を出すべき問題、すなわち国会が、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決をすべき問題」としました。

### 3 今後の闘い

私たちは、最高裁不当決定で諦めるわけにはいきません。高裁判決の「国民自身が、自らの意思に基づいて結論を出すべき問題、すなわち国会が、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決をすべき問題」との指摘を力に、国会での空襲被害者援護法

(仮称)の制定のために全力をあげます。

日本弁護士連合会への人権救済も申立も予定しています。

引き続きのご支援をお願いします。

5月28日、足立第32回憲法の集いに元外務省の孫崎享さんを招いて、講演をしてもらいました。例年より多い300人以上が詰めかけ、会場は満席でした。

孫崎さんは、原発、TPP、尖閣問題など外交問題について話されました。今、日本は深刻な問題に正面から向き合うことを避け、曖昧にしたままで、引き返せない大事な選択をしようとしている。でもそれは戦争に突き進んだかつての日本と同じではないか、との強い思いをもって話されました。

領土問題は戦争に発展する危険性があります。尖閣問題では、互いに言い分があるので互いに正しいと主張し合えば、最後は武力対決の可能性が高まってしまいます。72年の日中国交正常化の際と79年に鄧小平が来日した際には、棚上げして後の世代の賢い解決に委ねるとの工夫をしました。武力によらない解決を編み出すまで当面棚上げにするとの合意をしたのです。孫崎さんは、その合意を守る先に、問題を賢明に解決できる道があり、そのための知恵と努力が必要であると訴えられました。

孫崎さんは、イラン大使を務めた他、外務省の国際情報局長の経歴があります。政策を担った方の発言は、事実や国際事情を踏まえたもので貴重です。

領土問題をめぐって隣国との緊張が高まっているとき、今、「憲法改正」をその答にしてはいけないと思います。

弁護士 小寺貴夫



ゲスト

孫崎 享さん

## 日本国憲法 前文のうた

日本国憲法前文は、  
ラブソングです



ゲスト

きたがわてつさん

♪～日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する…

きたがわさんの若いころにそっくり?!と  
噂の金湖弁護士



# 黒岩弁護士がお答えします。

## 最近の判決より～ 借地契約の更新料支払義務について

**Q** 借地契約の更新時に、次回更新時には双方協議の上合意した更新料を支払うことを条件として更新がされました。更新料支払義務はあるのでしょうか？

**A** 更新料は「賃貸借契約の期間が満了した場合、契約の更新にあたって賃借人から賃貸人に支払われる金銭」です。最高裁判所は、宅地賃貸借の期間満了に当たり、当然に賃借人に更新料支払義務が生じる旨の慣習は存在しない(最高裁昭和51年10月1日判決)としています。借地契約書に更新料を支払うとの定めがなければ、そもそも更新料の支払義務はありません。

問題となるのは、借地契約書に「双方協議の上合意した更新料を支払う」と書かれているときです。

先日、参考になる判決を得ました。私は賃借人代理人です。

東京地方裁判所の平成25年4月16日判決の事案は、地主さんは「借り主は、更新料の支払いを拒絶するのみならず、協議すら応じないのは信頼関係を損なう著しい背信行為で、賃貸借契約の解除原因となる」と主張しました。

判決は、「賃貸借契約において、期間満了後の更新の際に双方協議した上で合意した更新料を支払う旨が定められているにとどまり、具体的な更新料の額はもとより、その額を算出する基準も何ら定められていない。そうすると、借地人に更新料支払義務が生じているとはいえず、その不払いが債務不履行にあたることはない」としました。



黒岩弁護士

## 弁護士移籍のお知らせ 新連絡先は、次のとおりです。

- 菅本麻衣子** はるみ 春望法律事務所  
弁護士  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-4-1 丸久ビル3階  
Tel:050-3551-7830 Fax:03-5876-3626
- 船崎まみ** 早稲田リーガルcommons法律事務所  
弁護士  
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5 北の丸ガラスゲート5階  
Tel:03-6261-2880 Fax:03-6261-2881
- 金沢幸彦** みたけ 松戸三岳法律事務所  
弁護士  
〒271-0073 千葉県松戸市小根本43-1 労音東葛会館3階A号室  
Tel:047-367-5880 Fax:047-367-5881

## ブログやってます。

北千住法律事務所ブログ、  
気ままに更新中です。  
1662



夏期休業は、8月14日(水)～8月16日(金)です。

## 土曜相談日 のお知らせ

毎月第3土曜日は、「土曜相談」を開催しております。  
次回の土曜相談日は、**8月17日(土)**です。  
予約制ですので、(月)～(金)の営業時間内にお電話にてお問い合わせください。

## 編集後記

夏らしい事務所ニュースになりました。ぜひ、目立つところ(冷蔵庫とか)に貼って、困ったことが起きたらいつでも事務所に連絡できるようにしておくことをおすすめします。(景山)